

## 秋田県公安委員会告示第 1 1 0 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成29年11月7日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

- 1 実施年月日  
平成29年12月10日（日）午前9時から午後4時まで
- 2 実施場所  
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部第二庁舎5階会議室
- 3 講習科目及び講習時間数  
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。
- 4 受講定員  
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
  - (1) 受講申込書 1通
  - (2) 写真 1枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが、縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のものとする。
- 6 受講申込み等
  - (1) 申込み用紙の交付  
各受付場所において交付する。
  - (2) 受付期間  
土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成29年11月7日（火）から同年12月7日（木）までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、定員20人で締め切る。
  - (3) 受付場所  
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料  
9,700円  
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
  - (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
  - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3054）又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。